

## 社会福祉法人 神戸サルビア福祉会

### 役員及び評議員の報酬等規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸サルビア福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

#### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

#### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は、平成17年 3月30日より施行する。

付則 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表第1（非常勤の役員の報酬）

※下記の日額は、源泉徴収税額を差引いた金額である。

(1)（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

※評議員一人当たりの各年度の総額は5万円を超えない範囲とする。

(2)（監事の報酬）

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(3)（理事の報酬）

	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(4)（評議員選任・解任委員の報酬）

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円